

青森県農業共済組合連合会保険規程

第1章 総 則（第1条）

第2章 保険事業

第1節 通 則（第2条～第19条の2）

第2節 農作物共済に係る保険事業（第20条～第30条）

第3節 家畜共済に係る保険事業（第31条～第40条）

第4節 果樹共済に係る保険事業（第41条～第52条）

第5節 畑作物共済に係る保険事業（第53条～第64条）

第6節 園芸施設共済に係る保険事業（第65条～第75条）

第7節 任意共済に係る保険事業（第76条～第84条）

第3章 損害評価会及び損害評価員（第85条～第91条）

第4章 家畜診療所（第92条～第94条）

第5章 雑 則（第95条）

附 則

目 次

◎ 保険規程	
第1章 総 則（第1条）	1
第2章 保険事業	1
第1節 通 則（第2条～第19条の2）	1
第2節 農作物共済に係る保険事業（第20条～第30条）	4
第3節 家畜共済に係る保険事業（第31条～第40条）	7
第4節 果樹共済に係る保険事業（第41条～第52条）	10
第5節 畑作物共済に係る保険事業（第53条～第64条）	15
第6節 園芸施設共済に係る保険事業（第65条～第75条）	17
第7節 任意共済に係る保険事業（第76条～第84条）	19
第3章 損害評価会及び損害評価員（第85条～第91条）	21
第4章 家畜診療所（第92条～第94条）	22
第5章 雑 則（第95条）	22
附 則 平成16年4月1日施行	22
附 則 平成17年6月7日施行	23
附 則 平成22年3月19日施行	23
附 則 平成28年6月20日施行	23

青森県農業共済組合連合会保険規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、この連合会が農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う保険事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 保険事業

第1節 通 則

(事務費の賦課)

第2条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が必要とする事務費予定額から法第14条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費を会員に賦課するものとする。

② 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価等は、総会で定める。

- 1 水稻共済割
- 2 麦共済割
- 3 家畜共済割
- 4 果樹共済割
- 5 畑作物共済割
- 6 園芸施設共済割

③ 会員たる農業共済組合が行う任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあっては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあっては農機具損害共済又は農機具更新共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）の保険金額に任意共済の種類ごとに総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

④ 前項の規程にかかわらず、会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の事務費の賦課額は、前項の金額に総会で定める金額を加えた金額とする。

⑤ 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限等は、総会で定める。

⑥ 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(督 促)

第3条 この連合会は、農作物共済に係る保険料又は賦課金を滞納する会員がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

② 前項の規定による督促は、民法（明治29年法律第89号）第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有するものとする。

(延滞金)

第4条 この連合会は、保険料（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、その払込みがあるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合

を乗じて得た金額とする。この条、第5条、第16条、第36条、第46条、第58条、第70条及び第80条において同じ。)又は賦課金を滞納する者から、滞納に係る保険料又は賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

- ② 滞納に係る保険料又は賦課金の金額が2,000円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。
- ③ 前2項の規定により計算した金額が1,000円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- ④ この連合会は、特別の事由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(保険料等に関する権利の消滅時効)

第5条 保険料若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、保険料の返還又は払いもどしを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(保険金請求権の譲渡し及び差押えの禁止等)

第6条 保険金の支払を受け、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

- ② 会員は、この連合会に支払うべき保険料及び賦課金について相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

(保険金の最低額)

第7条 この連合会が会員に対して支払う保険金の金額は、この連合会が政府から支払を受けた再保険金の金額を下らないものとする。

(損害防止の指導義務)

第8条 会員は、共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止についてその組合員を指導しなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第9条 この連合会は、会員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、会員の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(損害防止施設)

第10条 この連合会は、家畜診療所のほか、損害の防止のため必要な施設をすることができる。

(立入調査権)

第11条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第12条 会員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を連合会に通知しなければならない。

(損害の認定)

第13条 この連合会が支払うべき保険金に係る損害の額の認定は、法第132条第

1 項において準用する法第 98 条の 2 の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第 14 条 この連合会は、その支払うべき農作物共済、果樹共済又は畑作物共済に係る保険金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(保険金の仮渡し)

第 15 条 この連合会は、保険金の仮渡しをすることができる。

② 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この連合会が政府から受けた再保険金の概算払の金額を下らないものとする。

(保険金の支払の免責)

第 16 条 次の場合には、この連合会は、保険金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

1 会員が法令又は共済規程に違反して共済金を支払ったとき。

2 会員が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。

3 会員がその共済規程に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。

4 会員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

5 会員が第 21 条、第 32 条、第 42 条、第 54 条、第 66 条若しくは第 77 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

6 会員が第 12 条、第 26 条、第 37 条、第 47 条、第 59 条、第 71 条若しくは第 81 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

7 会員が第 8 条の規定による指導を怠ったとき。

8 会員が第 9 条の規定による指示に従わなかったとき。

② この連合会は、会員が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、会員に対して保険金の支払の義務を有しない。

(危険の減少)

第 16 条の 2 保険関係の成立後に、当該保険関係によりてん補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、会員は、この連合会に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(保険関係の無効の場合)

第 17 条 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

1 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。

2 会員がその資格を喪失したとき。

第 18 条 保険関係の無効、失効又はこの連合会が保険金支払の責めを免れる場合においても、既に受取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第 19 条 この連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより会員が取得する債権(以下この条において「会員債権」という。)について当然に会員に代位する。

- 1 この連合会が支払った保険金の額
 - 2 会員債権の額(前号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員債権の額から当該不足額を控除した残額)
- ② 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が保険関係によりてん補すべき損害の額に不足するときは、会員は、会員債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保険関係成立時の書面交付)

第 19 条の 2 この連合会は、各共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、会員に対し、当該書面を交付しなければならない。

- 1 連合会の名称
 - 2 会員の名称
 - 3 保険事故
 - 4 保険責任期間の始期及び終期
 - 5 保険金額
 - 6 保険目的を特定するために必要な事項
 - 7 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
 - 8 第 12 条、第 21 条第 2 項、第 26 条、第 30 条第 3 項、第 32 条第 2 項、第 37 条、第 42 条第 2 項、第 47 条、第 52 条第 3 項、第 54 条第 2 項、第 59 条、第 64 条第 3 項、第 66 条第 2 項、第 71 条、第 75 条第 3 項、第 77 条第 2 項及び第 81 条の通知等をすべき事項
 - 9 保険関係の成立年月日
 - 10 書面を作成した年月日
- ② 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 2 節 農作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第 20 条 この連合会の会員たる組合とその組合員との間に農作物共済の共済関係が存するときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別(法第 107 条第 1 項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。)ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 21 条 会員は、毎年、農作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 会員の名称又は略称

- 2 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
 - 3 共済金額
 - 4 共済掛金
 - 5 その他共済関係を明らかにすべき事項
- ② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。
- (保険金額)

第22条 農作物共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに次の金額を合計して得た金額とする。

- 1 総共済金額から、総共済金額に法第107条第3項第1号の農作物通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「農作物通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「農作物異常責任保険金額」という。）
 - 2 農作物通常責任共済金額に法第123条第1項第1号口の農林水産大臣が定める割合（以下「農作物通常責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額
- (保険料)

第23条 農作物共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額を合計したものとする。

- 1 総共済金額に法第107条第3項第2号の農作物異常共済掛金標準率（以下「農作物異常共済掛金標準率」というものとし、法第85条第4項（法第85条の7において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済に係る保険料については、農作物異常共済掛金標準率から、その率に法第124条第1項第1号の農林水産大臣が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額
- 2 共済掛金（前号に規定する農作物共済に係る保険料については、法第86条第2項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第24条 会員は、農作物共済について、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、前条に規定する保険料に相当する金額が会員の当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号。以下「令」という。）第1条第1項の農作物交付対象負担金額（当該共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別に係る保険料の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該農作物交付対象負担金額及び当該補助金の金額）を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額をこの連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第25条 会員は、農作物共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期限後2週間以内に、当該農作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

② 第2条第6項の規定は、農作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第26条 会員は、農作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければ

ならない。

- 1 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
 - 2 被害地区
 - 3 災害の種類
 - 4 共済金の支払見込額
 - 5 被害程度別面積の概数
 - 6 その他災害の状況を明らかにすべき事項
- ② 会員は、農作物共済について収穫期において当該共済目的の種類ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。
- 1 共済目的の種類及び農作物共済の共済事故等による種別
 - 2 当該責任期間中に発生した災害の種類
 - 3 農作物共済減収量（法第 106 条第 1 項第 1 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済にあつては共済事故による耕地ごとの共済目的の減収量が、当該耕地ごとの基準収穫量（会員が法第 109 条第 4 項の規定により農林水産大臣が定めた準則に従つて定めた基準収穫量をいう。以下この節において同じ。）の農業災害補償法施行規則（昭和 22 年農林省令第 95 号。以下「規則」という。第 28 条の 2 の規定により会員たる組合が定めた割合又は会員たる組合の組合員が申し出た割合を超えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいい、法第 106 条第 1 項第 2 号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済にあつては会員たる組合の組合員ごとに、当該組合員が耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの基準収穫量の合計の規則第 28 条の 2 の規定により会員たる組合が定めた割合又は会員たる組合の組合員が申し出た割合を超えた場合におけるその超えた部分の数量を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。）及びその農作物共済減収量に係る被害面積（法第 106 条第 1 項第 2 号に規定する金額を共済金額とする農作物共済にあつては、当該農作物共済減収量に係る組合員の数）並びに法第 150 条の 3 の 2 に規定する農作物共済にあつては、当該農作物の減収量（規則第 47 条の 8 第 1 項の規定に基づき農林水産大臣の定める方法により一定の調整を加えた後の数量をいう。以下この節において同じ。）、生産金額の減少額（会員たる組合の組合員ごとに当該組合員の当該農作物共済の共済目的の種類に係る特定農作物共済限度額（法第 150 条の 3 の 3 第 1 項の特定農作物共済限度額をいう。以下同じ。）からその農作物の生産金額（法第 150 条の 3 の 4 の生産金額をいう。）を差し引いて得た金額を会員ごとに合計したものをいう。以下この節において同じ。）及び当該生産金額の減少額に係る組合員の数。
 - 4 共済金の支払見込額
 - 5 その他保険金の金額の決定に必要な事項
（保険金の請求）
- 第 27 条 会員は、農作物共済について支払うべき共済金の金額が確定したときは、遅滞なく、保険金の金額の算出の基礎を記載した書面（以下「損害評価書」という。）を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第28条 この連合会の支払うべき農作物共済に係る保険金は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び会員ごとに、次の金額とする。

1 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額以下である場合にあっては、会員が支払うべき共済金の総額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額

2 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合にあっては、その超える部分の金額と農作物通常責任共済金額に農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額

(保険金支払額及び減収量の公告)

第29条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び農作物共済減収量(法第150条の3の2に規定する農作物共済に係るもの)にあっては、農作物の減収量及び生産金額の減少額)を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第30条 会員は、農作物共済について法第95条後段に規定する費用を負担し、法第96条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、共済目的の種類ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第24条第1項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額(以下この条において「農作物無事戻限度額」という。)に当該事業年度の前3事業年度に属する各事業年度の共済掛金のうちの組合員の負担に係る部分の金額の合計額を重みとして当該各事業年度の農作物通常責任保険歩合を算術平均して得た率(以下この条において「平均農作物通常責任保険歩合」という。)を乗じて得た金額を限度として、毎年6月5日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

② この連合会は、農作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、共済目的の種類ごとに、農作物無事戻限度額未済の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、その定めた金額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額とする。

③ 会員は、毎年4月30日までに、連合会に対し、農作物無事戻限度額に平均農作物通常責任保険歩合を乗じて得た金額を通知するものとする。

④ この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額(当該共済目的の種類ごとに、会員の当該請求に係る金額の合計金額が、当該共済目的の種類に係る特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額によりあん分した額)を連合会特別交付金として交付するものとする。

第3節 家畜共済に係る保険事業

(保険関係)

第31条 この連合会の会員たる組合と、その組合員との間に家畜共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき家畜共済に係る

保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 32 条 会員は、毎月、家畜共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 会員の名称又は略称
- 2 共済目的の種類
- 3 共済金額
- 4 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- 5 その他共済関係を明らかにすべき事項

② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 33 条 家畜共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 80 に相当する金額とする。

(保険料)

第 34 条 家畜共済に係る保険料は、次の金額を合計したもの（法第 112 条第 2 項ただし書の規定により会員がその共済規程で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに法第 124 条第 3 項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

- 1 保険金額に、第 38 条第 1 項第 1 号の保険金を支払う保険関係にあつては会員がその共済規程で定めた共済掛金率から会員がその共済規程で定めた法第 115 条第 1 項第 3 号の率（包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が 2 以上の共済目的の種類にわたるもの（以下「多種包括共済」という。）に係る保険関係については、会員がその共済規程で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 3 号の率を算術平均した率、同条第 7 項又は第 8 項の規定により会員がその共済規程で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第 7 項第 3 号の率。次号において同じ。）を差し引いて得た率、第 38 条第 1 項第 2 号の保険金を支払う保険関係にあつては会員がその共済規程で定めた法第 115 条第 1 項第 1 号の率（同条第 3 項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については同項第 1 号の率、多種包括共済に係る保険関係については、会員がその共済規程で定めた共済掛金率のうち、当該多種包括共済の共済関係に係る家畜で当該会員との間に当該共済関係の存する者が当該共済掛金期間の開始の時（その共済掛金期間開始の後法第 114 条第 4 項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時）において現に飼養しているものの価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして、当該会員がその共済規程で定めた当該共済目的の種類ごとの法第 115 条第 1 項第 1 号の率（当該共済目的の種類につき会員が同条第 3 項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めてい

る場合にあつては、当該会員との間に当該共済関係の存する者に係る危険段階の同条第3項第1号の率)を算術平均した率、同条第7項又は第8項の規定により会員がその共済規程で当該多種包括共済の共済掛金率を定めている共済関係に係る保険関係については同条第7項第1号の率又は同条第9項で準用する同条第3項第1号の率)を乗じて得た金額

- 2 共済金額に会員がその共済規程で定めた法第115条第1項第3号の率を乗じて得た金額
(払込保険料)

第35条 会員は、家畜共済について、その組合員に係る保険料に相当する金額が当該組合員に係る法第13条の2の規定による負担金の金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第36条 会員は、家畜共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該家畜共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

- ② 第2条第6項の規定は、家畜共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第37条 会員は、家畜共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 共済事故の種類、その原因及び経過
- 2 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- 3 その他必要な事項

(保険金の支払額)

第38条 この連合会の支払うべき家畜共済に係る保険金は、第1号又は第2号の金額とする。

- 1 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額
 - 2 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、疾病又は傷害により支払うものにあつては診療その他の行為によって会員たる組合の組合員が負担すべき費用のうち診療技術料等(法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。以下同じ。)以外のもの内容に応じて規則第34条の3第1項の農林水産大臣の定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数を同項の農林水産大臣が定める1点の価額に乗じて得た金額に相当する金額(その金額が会員の支払うべき共済金の金額を超えるときは、その共済金に相当する金額)に保険金額の共済金額に対する割合を乗じて得た金額、家畜異常事故により支払うものにあつては会員が支払うべき共済金に相当する金額
- ② 前項第2号の金額の保険金を支払う保険関係においてこの連合会が支払うべ

き保険金は、包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、会員たる組合の組合員ごと及び共済掛金期間ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、法第 125 条第 3 項において準用する法第 116 条第 1 項ただし書の農林水産大臣が定める金額を限度とする。

(保険関係の協議)

第 39 条 家畜共済に係る保険関係において、この連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を前条第 1 項第 1 号の金額又は第 2 号の金額のどちらの金額にするかは、この連合会と会員とが協議して定めるものとする。

② この連合会の会員は、その組合員から家畜共済の申込みを受けたときは、遅滞なくこの連合会と前項の協議を行うものとする。

③ 前項の申込みに係る家畜について、共済責任が始まるときまでに第 1 項の協議による決定が行われなかった場合においては、この連合会の支払うべき保険金の金額は前条第 1 項第 2 号の金額とする。

④ 第 1 項の規定による決定は、同一共済掛金期間中は変更することができない。

⑤ 第 1 項の協議は、文書をもってする。

(保険金の支払とみなされる場合)

第 40 条 家畜共済に付した家畜につき疾病又は傷害の共済事故が発生した場合において、この連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を支払ったものとみなす。

② 前項の場合において、第 38 条第 1 項第 2 号の金額の保険金を支払うべき家畜について診療を行うときは、この連合会の会員は、当該診療に要する費用のうち診療技術料等に相当する金額を、前もってこの連合会に支払わなければならない。

第 4 節 果樹共済に係る保険事業

(保険関係)

第 41 条 この連合会の会員たる組合と、その組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び収穫共済区分(法第 122 条第 3 項の収穫共済区分をいう。以下同じ。)ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 42 条 会員は、毎年、果樹共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

1 会員の名称又は略称

2 果樹区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類並びに収穫共済にあつては収穫共済の共済事故等による種別(法第 120 条の 7 第 1 項の収穫共済の共済事故等による種別をいう。)による区分をいう。以下同じ。)

3 法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあつては収穫共済の共済目的の種類等(法第 120 条の 6 第 1 項第 1 号の収穫共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。)、法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあつては収穫共済の共

済目的の種類又は樹体共済の共済目的の種類

4 共済金額

5 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨

6 その他共済関係を明らかにすべき事項

② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保険金額)

第43条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

1 総共済金額から、総共済金額に法第120条の7第4項第1号の収穫通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「収穫通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「収穫異常責任共済金額」という。）の100分の90に相当する金額

2 収穫異常責任共済金額から前号の金額を差し引いて得た金額に法第123条第1項第2号の2口の農林水産大臣が定める割合（以下「収穫責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

3 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

② 果樹共済のうち樹体共済に係る保険金額は、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

1 総共済金額から、総共済金額に法第120条の7第8項第1号の樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下「樹体通常責任共済金額」という。）を差し引いて得た金額（以下「樹体異常責任共済金額」という。）の100分の90に相当する金額

2 樹体異常責任共済金額から前号の金額を差し引いて得た金額に法第123条第1項第2号の3口の農林水産大臣が定める割合（以下「樹体責任保険歩合」という。）を乗じて得た金額

3 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

(保険料)

第44条 果樹共済のうち収穫共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

1 総共済金額に法第120条の7第4項第2号の収穫異常共済掛金標準率（その保険関係に係る共済関係に係る共済掛金率について、同条第2項の規定の適用があるときは、収穫異常共済掛金標準率から、その率に当該共済関係に係る規則第33条の6の5第1項の防災施設割引率を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額（以下「収穫異常共済掛金」という。）の100分の90に相当する金額

2 収穫異常共済掛金から前号の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

3 共済掛金の合計金額から収穫異常共済掛金を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

② 果樹共済のうち樹体共済に係る保険料は、共済目的の種類ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

1 総共済金額に法第120条の7第8項第2号の樹体異常共済掛金標準率を乗

じて得た金額（以下「樹体異常共済掛金」という。）の 100 分の 90 に相当する金額

2 樹体異常共済掛金から前号の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

3 共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

（払込保険料）

第 45 条 会員は、果樹共済について、果樹共済再保険区分（規則第 19 条第 6 項の果樹共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、当該果樹共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該果樹共済再保険区分に係る令第 1 条の 2 第 1 項の収穫交付対象負担金額又は同条第 3 項において読み替えられる同条第 1 項の樹体交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

（保険料の払込期限及びその徴収方法）

第 46 条 会員は、果樹共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあっては、それぞれの共済掛金払込期日）後 2 週間以内に、当該果樹共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

② 第 2 条第 6 項の規定は、果樹共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

（損害の通知）

第 47 条 会員は、果樹共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めたとときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

1 果樹区分

2 法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類等、法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類又は樹体共済の共済目的の種類

3 被害地区

4 災害の種類

5 共済金の支払見込額

6 当該共済金の支払見込額に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びその減収量、減収金額、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数

7 その他災害の状況を明らかにすべき事項

② 会員は、果樹共済について収穫期において当該果樹区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

1 果樹区分

2 法第 120 条の 6 第 1 項第 3 号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以外の収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類等、法第 120 条の 6 第 1 項第

3号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済にあっては収穫共済の共済目的の種類又は樹体共済の共済目的の種類

3 当該責任期間中に発生した災害の種類

4 減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びその減収量、減収金額、果実の品質の低下若しくは生産金額の減少額又は損害の額に係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）

5 共済金の支払見込額

6 その他保険金の金額の決定に必要な事項
（保険金の請求）

第48条 会員は、果樹共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

（保険金の支払額）

第49条 この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び会員ごとに次の金額とする。

1 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額以下である場合にあっては、会員が支払うべき共済金の総額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

2 会員が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額を超える場合にあっては、次の金額を合計して得た金額

イ その超える部分の金額の100分の90に相当する金額

ロ その超える部分の金額からイの金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

ハ 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

② この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び会員ごとに次の金額とする。

1 会員が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額以下である場合にあっては、会員が支払うべき共済金の総額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

2 会員が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額を超える場合にあっては、次の金額を合計して得た金額

イ その超える部分の金額の100分の90に相当する金額

ロ その超える部分の金額からイの金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

ハ 樹体通常責任共済金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

（保険金額の削減）

第50条 この連合会は、果樹共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、果樹共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計金額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、収穫共済にあっては会員ごとに第43条第1項第3号の金額に相当する金額を合計して得た金額と政府の支払うべき再保険金を合計して得た金額との合計額を、樹体共済

にあつては会員ごとに第 43 条第 2 項第 3 号の金額に相当する金額を合計して得た金額と政府の支払うべき再保険金を合計して得た金額との合計額を差し引いて得た金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

1 当該果樹共済再保険区分に係る青森県農業共済組合連合会定款(以下「定款」という。)第 48 条第 3 項の不足金てん補準備金の金額

2 当該果樹共済再保険区分に係る定款第 50 条第 3 項の特別積立金の金額
(保険金支払額、減収量等の公告)

第 51 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は損害の額を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 52 条 会員は、果樹共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には果樹無事戻区分(果樹共済の種類及び共済目的の種類による区分をいう。以下同じ。)ごとに、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 6 月 5 日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

1 当該果樹無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第 24 条第 1 項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額(次項において「果樹無事戻限度額」という。)が果樹共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹区分ごとの規則第 22 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額(次項において「前年度の組合果樹特別積立金積立額」という。)の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

2 連合会の果樹共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該果樹無事戻区分に属する果樹共済再保険区分ごとの定款第 48 条第 3 項の果樹剰余金配分額を、当該果樹無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額(次項において「前年度の連合会果樹特別積立金積立額」という。)の 2 分の 1 に相当する金額(特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。)に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

② この連合会は、果樹無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、果樹無事戻区分ごとに、果樹無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

1 その定めた金額が前年度の組合果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

2 前年度の連合会果樹特別積立金積立額の 2 分の 1 に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第 1 号又は前号に掲げる金

額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

- ③ 会員は、毎年4月30日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金額を通知するものとする。
- ④ この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第5節 畑作物共済に係る保険事業

(保険関係)

第53条 この連合会の会員たる組合と、その組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第54条 会員は、毎年、畑作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 会員の名称又は略称
 - 2 畑作物区分（規則第19条第1項第4号の畑作物区分をいう。以下同じ。）
 - 3 畑作物共済の共済目的の種類等（法第120条の12第1項第1号の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）
 - 4 共済金額
 - 5 共済掛金
 - 6 その他共済関係を明らかにすべき事項
- ② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第55条 畑作物共済に係る保険金額は、その共済金額の100分の90に相当する金額とする。

(保険料率)

第56条 畑作物共済に係る保険料率は、会員がその共済規程で定めた共済掛金率と同率とする。

(払込保険料)

第57条 会員は、畑作物共済について、畑作物共済再保険区分（法第134条第3項の畑作物共済再保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、当該畑作物共済再保険区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該畑作物共済再保険区分に係る令第1条の3第1項の畑作物交付対象負担金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第58条 会員は、畑作物共済について、その共済規程で定めた共済掛金払込期日後2週間以内に、当該畑作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

- ② 第2条第6項の規定は、畑作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第59条 会員は、畑作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認

めたときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- 1 畑作物区分
 - 2 畑作物共済の共済目的の種類等
 - 3 被害地区
 - 4 災害の種類
 - 5 共済金の支払見込額
 - 6 当該共済金の支払見込額に係る減収量及びその減収量に係る被害面積の概数
 - 7 その他災害の状況を明らかにすべき事項
- ② 会員は、畑作物共済について収穫期において当該畑作物区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。
- 1 畑作物区分
 - 2 畑作物共済の共済目的の種類等
 - 3 当該共済責任期間中に発生した災害の種類
 - 4 減収量及びその減収量に係る被害面積
 - 5 共済金の支払見込額
 - 6 その他保険金の金額の決定に必要な事項
(保険金の請求)

第 60 条 会員は、畑作物共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 61 条 この連合会が支払うべき畑作物共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 62 条 この連合会は、畑作物共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物共済再保険区分ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てななお不足を生ずる場合に限り、支払うべき保険金の総額から、総保険金額に法第 135 条第 5 号の畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

- 1 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 48 条第 4 項の不足金てん補準備金の金額
- 2 当該畑作物共済再保険区分に係る定款第 50 条第 4 項の特別積立金の金額
(保険金支払額、減収量の公告)

第 63 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び共済減収量を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 64 条 会員は、畑作物共済について法第 95 条後段に規定する費用を負担し、法第 96 条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、規則第 23 条の 2 第 5 項に規定する畑作物無事戻区分ごとに、毎事業年度、この連合会に対

し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年6月5日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- 1 当該畑作物無事戻区分ごとに、当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第24条第1項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額（次項において「畑作物無事戻限度額」という。）が畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物区分ごとの規則第22条第4項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の組合畑作物特別積立金積立額」という。）の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額
 - 2 連合会の畑作物共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中当該畑作物無事戻区分に属する畑作物共済再保険区分ごとの定款第48条第4項の畑作物剰余金配分額を当該畑作物無事戻区分につき合計して得た金額のうち特別積立金として積み立てる金額（次項において「前年度の連合会畑作物特別積立金積立額」という。）の2分の1に相当する金額（特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額
- ② この連合会は、畑作物無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、畑作物無事戻区分ごとに、畑作物無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。
- 1 その定めた金額が前年度の組合畑作物特別積立金積立額の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額
 - 2 前年度の連合会畑作物特別積立金積立額の2分の1に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第1号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額
- ③ 会員は、毎年4月30日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金額を通知するものとする。
- ④ この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第6節 園芸施設共済に係る保険事業

（保険関係）

第65条 この連合会の会員たる組合と、その組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（引受通知書）

第66条 会員は、毎月、園芸施設共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 会員の名称又は略称

- 2 施設区分（法第 120 条の 23 の施設区分をいう。）
 - 3 共済金額
 - 4 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
 - 5 その他共済関係を明らかにすべき事項
- ② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

（保険金額）

第 67 条 園芸施設共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

（保険料）

第 68 条 園芸施設共済に係る保険料は、保険金額に、会員がその共済規程で定めた法第 120 条の 23 第 1 項の率を乗じて得た金額（法第 120 条の 21 ただし書の規定により会員がその共済規程で別段の定めをした共済責任期間に係るものにあつては、その金額に法第 124 条第 5 項の農林水産大臣の定める係数を乗じて得た金額）とする。

（払込保険料）

第 69 条 会員は、園芸施設共済について、その組合員に係る保険料に相当する金額から当該組合員に係る法第 13 条の 5 の規定による負担金の金額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

（保険料の払込期限及び徴収方法）

第 70 条 会員は、園芸施設共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該園芸施設共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

② 第 2 条第 6 項の規定は、園芸施設共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

（損害の通知）

第 71 条 会員は、園芸施設共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 共済事故の種類、その原因及び経過
- 2 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- 3 その他必要な事項

（保険金の支払額）

第 72 条 この連合会が支払うべき園芸施設共済に係る保険金は、会員たる組合が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

（保険金額の削減）

第 73 条 この連合会は、園芸施設共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、法第 135 条第 6 号ロの経過総保険金額に園芸施設通常標準被害率（同号ロの園芸施設通常標準被害率をいう。）を乗じて得た金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えない範囲内において、保険金額を削減することができる。

- 1 定款第 45 条第 1 項第 5 号の勘定に係る定款第 48 条第 2 項の不足金てん補準

備金の金額

2 定款第45条第1項第5号の勘定に係る定款第50条第2項の特別積立金の金額

② 前項の規定による保険金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた保険金額のすべてについて行うものとする。

第74条 この連合会は、決算において保険金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に保険金額を削減して支払うことができる。

(連合会特別交付金)

第75条 会員は、園芸施設共済について法第95条後段に規定する費用を負担し、法第96条に規定する施設をし、又は無事戻しをしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年6月5日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

1 当該事業年度の前各事業年度に属する各事業年度において規則第24条第1項の規定により無事戻しの限度とされる金額に相当する金額を無事戻ししたとすれば当該事業年度において同項の規定により無事戻しの限度とされる金額の合計金額(次項において「園芸施設無事戻限度額」という。)が園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中特別積立金として積み立てる金額(次項において「前年度の組合園芸施設特別積立金積立額」という。)の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

2 連合会の園芸施設共済に関する勘定に係る前事業年度の剰余金中特別積立金として積み立てる金額(次項において「前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額」という。)の2分の1に相当する金額(特別積立金の金額が当該金額を超える場合において総会の議決を経て当該金額を超え特別積立金の金額を超えない範囲内の金額を定めたときは、その金額。次項において同じ。)に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

② この連合会は、園芸施設無事戻限度額に代えて、総会の議決を経て、園芸施設無事戻限度額未満の金額を定めることができる。この場合において、前項の連合会特別交付金の交付の請求の限度は、次の各号に掲げる金額のいずれか小さい金額とする。

1 その定めた金額が前年度の組合園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額を超えるときにおけるその超える金額

2 前年度の連合会園芸施設特別積立金積立額の2分の1に相当する金額に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前項第1号又は前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

③ 会員は、毎年4月30日までに、連合会に対し、第1項第1号に掲げる金額を通知するものとする。

④ この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額を連合会特別交付金として交付するものとする。

第7節 任意共済に係る保険事業

(保険関係)

第76条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に任意共済の

共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき任意共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第77条 会員は、毎月、任意共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 会員の名称又は略称
- 2 共済金額
- 3 共済掛金
- 4 その他共済目的を明らかにすべき事項

② 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第78条 任意共済に係る保険金額は、任意共済の種類ごとの共済金額に相当する金額とする。

(保険料)

第79条 任意共済に係る保険料は、前条の保険金額に任意共済に係る保険料率を乗じて得た金額とする。

② 前項の任意共済に係る保険料率は、会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた共済掛金率と同率とする。

③ 会員たる農業共済組合がその共済規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の保険料は、第1項の金額に当該収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額を加えた金額とする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第80条 会員は、任意共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該任意共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

② 第2条第6項の規定は、任意共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第81条 会員は、任意共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- 1 共済事故の種類、その原因及び経過
- 2 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- 3 その他必要な事項

(保険金の支払額)

第82条 この連合会の支払うべき任意共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の金額に相当する金額とする。

(共済事業の承認)

第83条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合が農業共済組合連合会模範保険規程例（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第3章の規定と同種の規定及び次条の建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率と同率の共済掛金率によりそれぞれ建物共済及び農機具共済を行う場合に限り、当該農業共済組合の任意共済につき、法第85条第12項の規定

による承認をするものとする。

(建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率)

第84条 この連合会は、別に定めるところにより、建物基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う建物共済に係る共済掛金率の基準をいう。）及び農機具基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う農機具共済に係る共済掛金率の基準をいう。）を設定し、又は変更するものとする。

第3章 損害評価会及び損害評価員

(損害評価会の設置)

第85条 この連合会に、損害評価会を置く。

② 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。

③ 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が総会の承認を得て選任した委員40人以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第86条 損害評価会の委員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

② 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第87条 損害評価会に会長を置く。

② 会長は、委員のうちから互選する。

③ 会長は、会務を総理する。

④ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第88条 損害評価会に、農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済部会、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

② 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。

③ 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

④ 部会長は、部会の事務を掌理する。

⑤ 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。

⑥ 前条第4項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第89条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

② 部会の会議は、部会長が招集する。

③ 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第90条 この連合会に損害評価員80人以内を置く。

② 損害評価員は、会長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定及び損害の防

止等に関する事務に従事する。

③ 損害評価員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(報 酬)

第 91 条 損害評価会の委員及び損害評価員には、総会の議決により報酬その他の給与を支給する。

第 4 章 家畜診療所

(設 置)

第 92 条 この連合会に、家畜診療所を置く。

② 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止を行う。

③ 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。

④ この保険規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。

⑤ 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第 93 条 家畜診療所の適正な運営を図るため、この連合会に家畜診療所運営委員 5 人を置き、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

② 家畜診療所運営委員は、会長の諮問に応じて、家畜診療所の運営に関する重要事項について調査し、会長に建議する。

③ 第 86 条の規定は、家畜診療所運営委員の任期について準用する。

(報 酬)

第 94 条 家畜診療所運営委員には総会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

第 5 章 雑 則

(事務の受託)

第 95 条 この連合会は、定款第 5 条の規定による保険事業のほか、独立行政法人農林漁業信用基金の委託を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金が法第 142 条の 8 第 1 項の規定により行う組合に対する資金の貸付け又は債務の保証の業務のうち、貸付け若しくは債務の保証の申込みの受付に関する業務、貸付金の回収に関する業務（償還金の受領に関することを除く。）又は独立行政法人農林漁業信用基金が弁済した保証債務の求償に関する業務（求償金の受領に関することを除く。）を行うことができる。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 農作物共済に係る規定は、水稻については平成 16 年産の、麦については平成 17 年産に係る農作物から適用するものとする。

- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 収穫共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 5 畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産の農作物に係る共済関係から適用するものとする。
- 6 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 7 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。ただし、失火見舞費用保険金に係る規定については、平成 16 年 4 月 1 日から適用するものとする。

附 則

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日以降、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 16 条の 2 の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る保険関係についても、適用する。

附 則

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

